

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

指導監査室

○ 保安林の指定施業要件の変更

治山課

【公告】

○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧

経営支援課

○ 県営土地改良事業の換地処分

耕地課

○ 公共測量の実施

監理課

○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画課

○

〃

○

〃

【人事委員会】

○ 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則
(県例規集登載)

人事委員会

【正誤】

○ 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の正誤
(県例規集登載)

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和六年三月五日

指定を辞退した医療機関

名称

有限会社 長綱薬局

富永薬局 笹沖

所在地

真庭市蒜山上長田四八八―四

倉敷市笹沖三九〇―一

岡山県知事 伊原 隆 太

辞退年月日

令和六年一月二十七日

令和六年三月五日

◎岡山県告示第八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和六年三月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

湧気自然塾

2 所在地

勝田郡奈義町皆木一一九六番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人湧気自然塾

2 主たる事務所の所在地

勝田郡奈義町皆木一一九六番地

三 指定年月日

令和六年三月一日

四 事業所番号

三三一三六〇〇〇七八

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和六年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

総社市黒尾字追分八五五から八五八まで、八五九の一、八五九の二、八六〇のから八六〇の四まで、八六一の一から八六一の四まで、八六二から八六七まで、八六九、八七〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字追分八五五、八六〇の一・八六〇の二・八六一の一・八六二から八六七まで

（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備えて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

総社市黒尾字崩谷九〇七、九〇八の一から九〇八の三まで、九〇九の一、九〇九の

二、九一〇、九一一、九一二の一、九一三から九一五まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字崩谷九〇九の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備えて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

総社市黒尾字崩谷九一六の一、九一六の二、九二〇の一、九二〇の二

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字崩谷九一六の二（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔二〇六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）ザグザグ津山高野本郷店
所在地 津山市高野本郷一四八二―四ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社ザグザグ
住所 岡山市中区清水三六九番地二
代表者の氏名 代表取締役 森 信
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社ザグザグ
住所 岡山市中区清水三六九番地二
代表者の氏名 代表取締役 森 信
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和六年十月二十日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千三百八十九平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 五十三台
(2) 駐輪場の収容台数 七台
(3) 荷さばき施設の面積 三十二平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 七・二立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
午前零時
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
午後十二時（二十四時間営業）
(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前零時から午後十二時まで（二十四時間）
(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所
(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

令和六年二月十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年三月五日から同年七月五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業文化部商業・交通政策課

令和6年3月5日 岡山県公報 第12579号

〔一〇七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和六年三月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 地区名

矢掛地区 上高末工区

二 換地処分年月日

令和六年二月二十一日

〔一〇八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市呼松地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和六年二月二十六日から 同年六月二十八日まで	測量期間

〔一〇九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により倉敷市から岡山県南広域都市計画公園についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画公園

二 都市計画の変更年月日

令和六年二月十六日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市計画課

なお、原本は、倉敷市建設局土木部公園緑地課において縦覧に供する。

〔一一〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により備前市から備前都市計画高度利用地区についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

備前都市計画高度利用地区

二 都市計画の変更年月日

令和六年二月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市計画課

なお、原本は、備前市都市整備部都市計画課都市計画係において縦覧に供する。

〔一一一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により備前市から備前都市計画用途地域についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

備前都市計画用途地域

二 都市計画の変更年月日

令和六年二月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、備前市都市整備部都市計画課都市計画係において縦覧に供する。

◎岡山県人事委員会規則第二号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月五日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項を次のように改める。

2 給与条例第十三条の三第二項の規定により同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日（次項において「指定日」という。）前三年以内に給与条例第十一条第四項に規定する岡山県公営企業職員等（次項において「岡山県公営企業職員等」という。）であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は採用（人事交流等による採用を除く。以下同じ。）され当該公署に在勤することとなったことに伴つて住居を移転したものの

二 採用されたことにより、特地公署又は準特地公署に在勤することとなった職員で、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものの

第七条第三項第一号中「前条及び附則第八項」を「前条第一項及び第二項（同条第三項及び附則第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第四号までにおいて同じ。）並びに附則第九項」に改め、同項第二号中「前条及び」を「前条第一項及び第二項並びに」に改め、同項第三号中「前項」を「前項第一号」に改め、「なつた日」の下に「又は採用された日」を加え、「前条及び」を「前条第一項及び第二項並びに」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前項第二号に規定する職員 当該職員が採用された日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項並びに附則第九項の規定により支給されることとなる期間及び額

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける職員（施行日にこの規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条に規定する特地公署又は改正後の規則第五条に規定する準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員を除く。）であつて、改正後の規則第七条第二項第二号に掲げる職員として要件を具備することとなるものについては、給与条例第十三条の三第二項の規定により同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

3 前項の職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員が同項に規定する要件を具備することとなつた日から改正後の規則第七条第三項第四号の規定により改正後の規則第六条の規定による特地勤務手当に準ずる手当が支給されていたものとした場合に施行日以降支給されることとなる期間及び額とする。

〔四〕令和五年三月三日付け公布管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（岡山県人事委員会規則第十七号）に誤りがあった。

一・終わりが ら四	同項中	第二条第二項第一号及び第三条 第一項第一号中	一・終わりが ら五	第三条第一項	第二条第二項及び第三条第一項	頁・行	誤	正
--------------	-----	---------------------------	--------------	--------	----------------	-----	---	---